

## 千葉県重度強度行動障害加算事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、重度の強度行動障害者の支援を行う施設に対して、生活支援員等の加配を行う等、利用者に対して適切な指導・訓練等を実施するために必要な経費について、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則(昭和60年千葉県規則第8号。以下「規則」という。)及びこの要綱に基づき補助金を交付することにより、利用者の安全の確保及び行動障害の軽減並びに施設の経営基盤の安定を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定障害者支援施設 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第29条第1項の規定に基づく指定障害者支援施設をいう。
- (2) 指定共同生活援助事業所 法第29条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者が行う法第5条第17項に定める共同生活援助に係る事業所をいう。
- (3) 重度強度行動障害者 多動、自傷、異食等、生活環境への著しい不適応行動を頻回に示すため、適切な指導・訓練を行わなければ日常生活を営む上で著しい困難があると認められると千葉県が判定した者のうち、千葉県が設置・運営する「暮らしの場支援会議」(以下「支援会議」という。)により施設入所(入居)調整を受けた者をいう。
- (4) 支援対象者 前号に規定する者のうち、「支援会議による施設入所(入居)調整を経て、第3条に規定する指定障害者支援施設又は指定共同生活援助事業所に入所若しくは入居した者をいう。

### (対象施設等)

第3条 この事業の対象となる施設(以下「対象施設」という。)は、支援会議の施設入所(入居)調整により重度の強度行動障害者を受け入れ、千葉県内において設置運営されている指定障害者支援施設又は指定共同生活援助事業所とする。ただし、県立施設を除く。

### (対象施設の要件)

第4条 対象施設は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 指定障害者支援施設
  - ア 医師について、利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数を配置していること。
  - イ 職員について、指定障害者支援施設において、通常必要な生活支援員(千葉県指定

障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月19日千葉市条例第70号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月21日千葉県条例第90号）、船橋市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月28日船橋市条例第63号）又は柏市指定障害者支援施設等人員設備運営基準等条例（平成24年12月26日柏市条例第45条）における人員配置基準上の職員及び、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号。以下「報酬告示」という。）における職員の加配が求められる給付費の加算等を受けている場合の加算等の算定に係る職員の員数に加えて下記の加配人数を配置していること。

ア) 重度の強度行動障害者

原則として重度の強度行動障害者が1名の場合は、常勤専従の生活支援員1名以上、重度の強度行動障害者が2名の場合は、常勤専従の生活支援員1名に、生活支援員を常勤換算方法で1名を加えて得た数以上、重度の強度行動障害者が3名の場合は、常勤専従の生活支援員2名に、生活支援員を常勤換算方法で1名を加えて得た数以上、重度の強度行動障害者が4名の場合は、常勤専従の生活支援員3名に、生活支援員を常勤換算方法で1名を加えて得た数以上、重度の強度行動障害者が4名を超える場合は、常勤専従の生活支援員4名に、重度の強度行動障害者が1名増すごとに生活支援員を常勤換算方法で1名を加えて得た数以上配置していること。ただし、この配置が難しい場合において、支援対象者の特性にあった支援ができると認められ、かつ、生活支援員の実人数が人数配置の要件を満たしている場合には、常勤専従の生活支援員及び常勤換算方法で算定する生活支援員の人数について、いずれも常勤換算方法で1名を下回るすることができる。

イ) 最重度の強度行動障害者

原則として最重度の強度行動障害者が1名の場合は、常勤専従の生活支援員1名に、生活支援員を常勤換算方法で1名を加えて得た数以上、最重度の強度行動障害者1名を超える場合は、常勤専従の生活支援員1名に、生活支援員を常勤換算方法で1名を加えて得た数に、1名増すごとに、常勤専従の生活支援員1名に、生活支援員を常勤換算方法で1名を加えて得た数以上配置していること。ただし、この配置が難しい場合において、支援対象者の特性にあった支援ができると認められ、かつ、生活支援員の実人数が人数配置の要件を満たしている場合には、常勤専従の生活支援員及び常勤換算方法で算定する生活支援員の人数について、いずれも常勤換算方法で1名を下回るすることができる。

ウ 心理療法を担当する職員を1名以上配置していること。

エ 居室は原則として個室とすること。

オ 行動改善室、観察室等の行動障害の軽減のための各種指導、訓練等を行うために必要な設備を設けていること。ただし、構造上設置が困難な場合はこの限りでない。

カ 報酬告示における施設入所支援の重度障害者支援加算（Ⅱ）又は（Ⅲ）の算定要件を満たしている事業所であること。

（２）指定共同生活援助事業所

ア 原則として介護サービス包括型指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所であること。

イ 職員について、指定共同生活援助事業所において、通常必要な生活支援員（千葉市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月19日千葉市条例第68号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月21日千葉県条例第88号）、船橋市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月28日船橋市条例第62号）又は柏市指定障害福祉サービス事業等人員設備運営基準等条例（平成24年12月26日柏市条例第44条）における人員配置基準上の職員及び、報酬告示における職員の加配が求められる給付費の加算等を受けている場合の加算等の算定に係る職員の員数に加えて下記の加配人数を配置していること。

ア）重度の強度行動障害者

原則として重度の強度行動障害者が1名の場合は、常勤専従の生活支援員1名以上、重度の強度行動障害者が1名を超える場合は、常勤専従の生活支援員1名に、1名増すごとに常勤専従の生活支援員1名を加えて得た数以上配置していること。ただし、この配置が難しい場合において、支援対象者の特性にあった支援ができると認められ、かつ、生活支援員の実人数が人数配置の要件を満たしている場合には、常勤専従の生活支援員及び常勤換算方法で算定する生活支援員の人数について、いずれも常勤換算方法で1名を下回ることができる。

イ）最重度の強度行動障害者

原則として最重度の強度行動障害者が1名の場合は、常勤専従の生活支援員2名以上、最重度の強度行動障害者が1名を超える場合は、常勤専従の生活支援員2名に、1名増すごとに常勤専従の生活支援員2名を加えて得た数以上配置していること。ただし、この配置が難しい場合において、支援対象者の特性にあった支援ができると認められ、かつ、生活支援員の実人数が人数配置の要件を満たしている場合には、常勤専従の生活支援員及び常勤換算方法で算定する生活支援員の人数について、いずれも常勤換算方法で1名を下回ることができる。

- ウ 原則として夜勤又は宿直を行う体制となっていること。
- エ 必要に応じて日常生活上の健康管理を行うための体制が整っていること。
- オ 利用者への心理的ケアについて必要に応じて生活支援員が専門の者に相談できる体制等がとれること。
- カ 重度の強度行動障害者に対応できる設備環境が整っていること。
  - (ア) 共同生活住居に職員の宿直時又は夜勤時に必要なスペースがあること。
  - (イ) 居室は個室とし、収納設備を除き 9.90 m<sup>2</sup>以上の面積を有すること。
  - (ウ) 障害特性に応じた構造上の工夫がなされていること。
  - (エ) 重度の強度行動障害者の入居する共同生活住居に入居する強度行動障害者の人数は1ユニット当たり5名を超えないこと。
- キ 報酬告示における共同生活援助の重度障害者支援加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）の算定要件を満たしている事業所であること。

（交付対象経費）

第5条 この補助金の交付対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、支援対象者を受け入れた指定障害者支援施設又は指定共同生活援助事業所が支援対象者の支援に要した経費とし、別表のとおりとする。対象経費については、支援計画シート及び支援記録等により確認できるものとする。

（交付額の算定方法）

第6条 この補助金の補助基準額及び補助率等は別表のとおりとする。

（交付対象期間）

第7条 補助金の交付対象期間は、別表のとおりとする。ただし、支援会議により、継続した支援が必要と判断された場合の交付対象期間等については以下のとおりとする。

- (1) 交付対象期間を3年間延長する。
- (2) 交付対象期間を延長した場合は、延長後概ね2年経過以降、支援会議で強度行動障害に関する判定を実施する。
- (3) 前号の判定で、継続した支援が必要と判断された場合は、さらに交付対象期間を3年間延長する。なお、不要と判断された場合は、当該延長期間をもって、交付対象期間を終了する。

（交付の申請）

第8条 この要綱による補助を受けようとする者（以下「補助対象事業者」という。）が規則第3条の規定により補助金の交付の申請をする場合は、市長が定める期日までに、千葉市重度強度行動障害加算事業補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(交付の条件)

第9条 規則第5条の規定により付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容、経費の配分又は遂行計画の変更(市長の定める軽微な変更を除く。)をする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 補助対象事業者は補助事業にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- (5) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金の交付を受けてはならない。
- (6) その他市長が必要と認める事項

(交付及び不交付の決定通知)

第10条 規則第4条第3項の規定による通知は、千葉市重度強度行動障害加算事業補助金不交付決定通知書(様式第2号)とし、規則第6条の規定による通知は、千葉市重度強度行動障害加算事業補助金交付決定通知書(様式第3号)によるものとする。

(交付変更申請等)

第11条 補助対象事業者は、第9条第1号の規定により承認を受けようとするとき、及び補助金の変更交付の申請をしようとするときは、千葉市重度強度行動障害加算事業補助金変更交付申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更交付の申請があったときは、変更の内容を調査し、補助金の変更交付を決定し、千葉市重度強度行動障害加算事業補助金変更交付決定通知書(様式第5号)により、通知するものとする。

3 補助対象事業者は、第9条第2号の規定による承認を受けようとするときは、千葉市重度強度行動障害加算補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 補助対象事業者は、規則第12条の規定により実績報告をしようとするときは、補助事業の完了の日又は当該日の属する年度の末日のいずれか早い日までに千葉市重度強度行動障害加算事業費実績報告書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(額の確定通知)

第13条 規則第13条の規定による通知は、千葉市重度強度行動障害加算事業補助金額確定通知書(様式第8号)によるものとする。

(交付の請求)

第14条 補助対象事業者は、規則第16条第1項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉市重度強度行動障害加算事業補助金交付請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

2 規則第16条第2項の規定において準用する同条第1項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉市重度強度行動障害加算事業補助金一括(分割)事前交付請求書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

(決定の取消通知)

第15条 規則第17条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、千葉市重度強度行動障害加算事業補助金交付決定取消通知書(様式第11号)によるものとする。

(返還命令)

第16条 規則第18条第1項又は第2項の規定による返還命令は、千葉市重度強度行動障害加算事業補助金返還命令書(様式第12号)によるものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により返還の命令を受けたときは、市長の指定する期限までに補助金を返還しなければならない。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、千葉市重度強度行動障害加算事業補助金交付に関し、必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年9月22日から施行し、令和7年度分の予算に係る補助金から適用する。

(経過措置)

2 経過措置として、令和7年9月22日改正前に支援対象者を受入れている施設については、改正前の第4条に定める対象施設の要件を満たしている場合には、令和8年3月31日までは改正後の第4条に定める要綱の対象施設の要件を満たしているものとみなす。